

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

まさつぐ法律事務所報

TEL 075-254-7889

FAX 075-256-7114

<http://www7.ocn.ne.jp/~masa24/>

〒604-0876 京都市中京区丸太町通烏丸東入
光り堂町 420 京都インペリアルビル4階



弁護士政次

ごあいさつ

梅雨に入り、雨の日が多くなってきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、今回も前回に引き続き交通事故の物損処理の問題の一つとして、「評価損（格落ち損）」という問題について少し考えてみたいと思います。

平成25年5月

弁護士 政次 秀夫
事務局 川端広美・井上はるみ

交通事故の損害賠償請求 評価損は認められる？

(問) 先日、交通事故に遭い、愛車のレクサスが損傷を受けました。修理代として100万円かかったのですが、事故歴がついたことで下取りの評価が下がったことは明らかです。この点の損害も賠償請求できるのでしょうか。

(答) ①修理技術上の限界から、修理してもなお車としての機能、外観が完全に修復せず、事故前と比較して価値の減少がある場合、あるいは②機能、外観上の回復があり、上記の意味での価値の減少がなくても、事故歴、修復歴のため商品価値の下落が見込まれる場合、これを評価損（格落ち損）といいます。①の場合には損害が発生していることは明らかですが、②の場合には損害が現実化していないので、この場合にも評価損を認めるかということが問題となります。また、評価損の算定方法をどのように考えるかという点も問題となります。

(右上へ)

我が国では、事故歴、修理歴自体により下取り時の価格が下落することは経験則上明らかですから②の場合にも評価損を認める立場が有力です。ただ、修理部分（車体の本質的構造部分か否か）や程度（軽微か否か）によっては評価損を否定している裁判例もあります。また、評価損の算定方法については、修理費を基準として、その2割から3割程度を認める裁判例が多いようです。

本件では、①の場合にはもちろんですが、②の場合であっても、修理費用は100万円であり損傷の程度は軽微とは言えないので、評価損が認められる可能性が高いでしょう。金額としては、修理費用100万円の2割から3割程度とすると、20万円から30万円程度ということとなります。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人がいらっしゃれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。まさつぐ法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止
FAX

★ 「まさつぐ法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告②)